

地方公共団体情報システムにおける 文字標準化に関する検討事項

日時：2025年1月7日（火）17:00～19:00

開催方法：砂防会館・オンライン

1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(1) システム標準化における文字の課題

文字を取り巻く地方公共団体の現状

- 手書きで作成された戸籍にはくずし字や書き癖により様々な文字が存在。戸籍の電子化に際し、そのまま外字として登録
- アイデンティティとして文字を考える国民が一定数存在

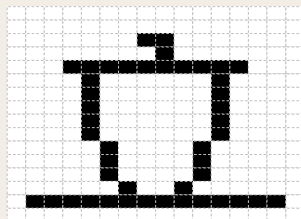
文字を取り巻くシステムの現状

- コンピュータで標準で扱える文字数には制限あり
(スマホ等で扱える文字は約1万文字)

地方公共団体固有の外字、ベンダ固有外字が膨大に (約200万文字)

外字による様々な課題

外字作成コスト



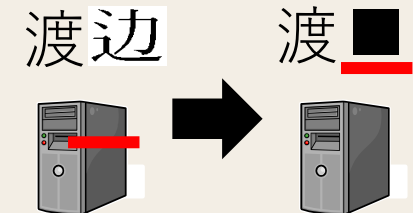
職員・住民の負担大 (転入時の即時発行できず)



システム選択時の制約 (ベンダーロックイン)



システム間での情報連携を阻害 (文字化け)

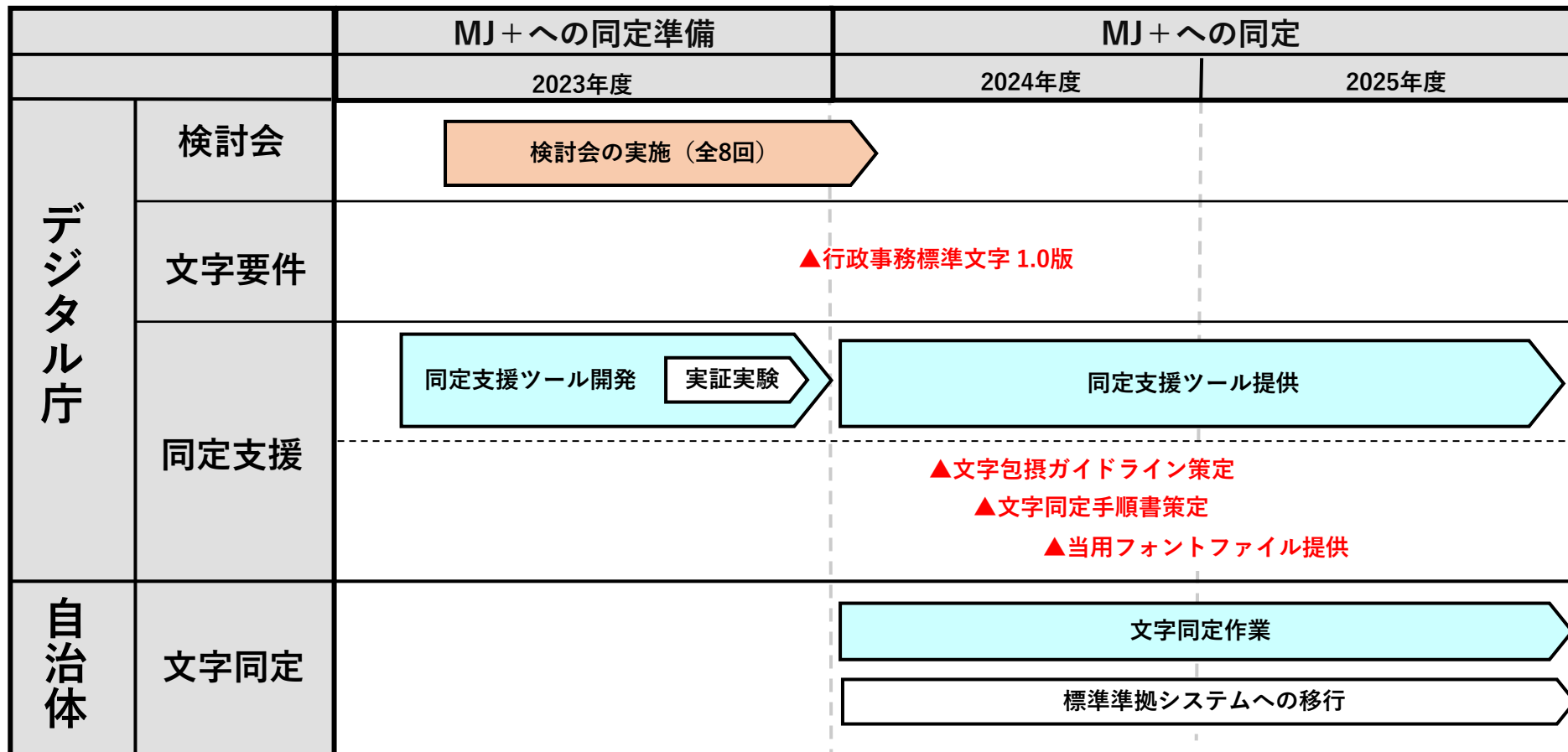


文字作成等のコスト抑制や互換性確保のために文字の標準化が必要

1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(2) 文字要件の検討の流れ

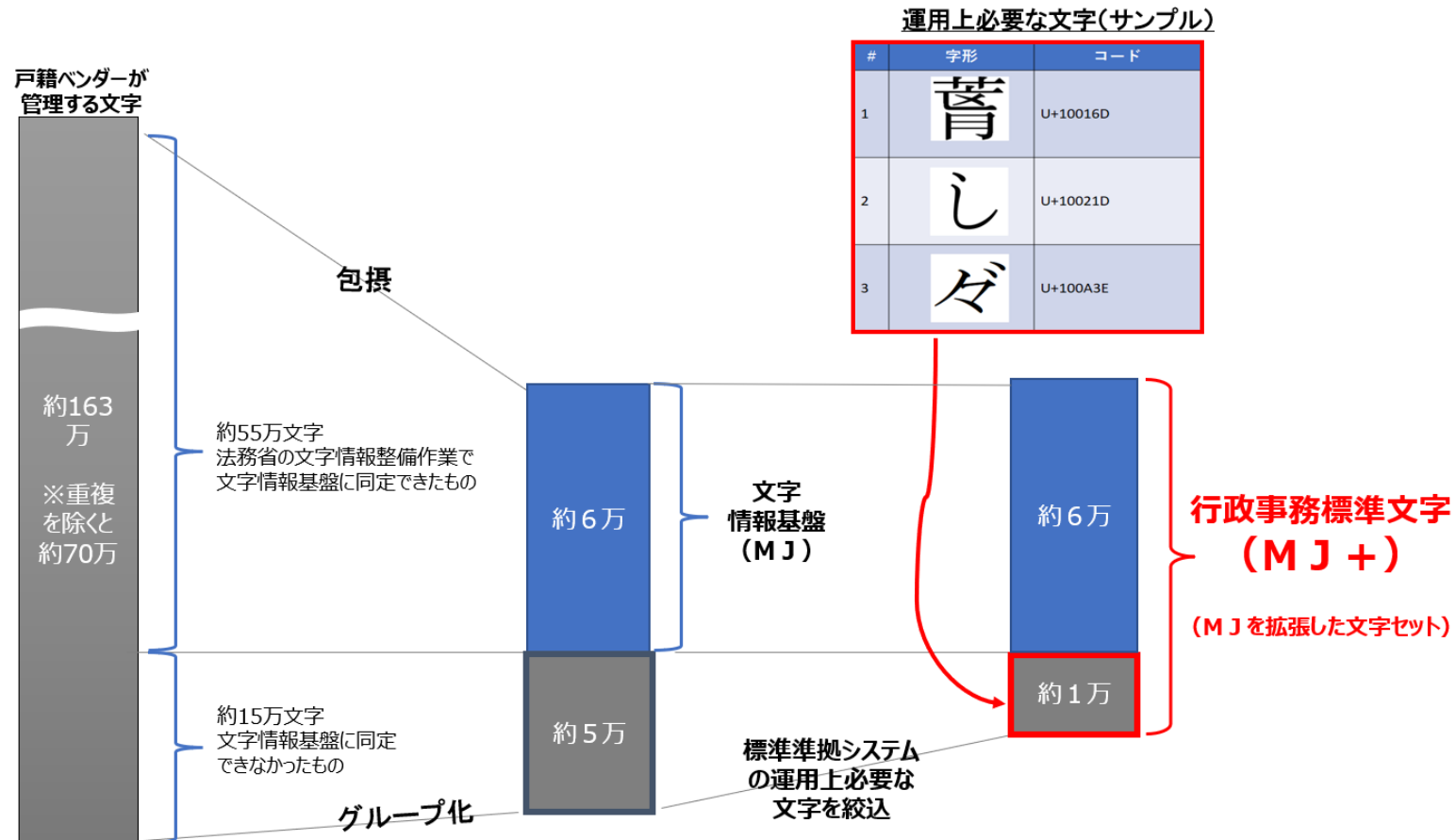
- 2025年度までの標準準拠システムへの円滑な移行を目指し、「文字要件の運用に関する検討会」の議論を踏まえ、地方自治体との意見交換、各省協議を経て、文字要件を規定
- 地方自治体の基幹業務システムで使用する文字である行政事務標準文字は、文字要件の項目として規定
- デジタル庁は、地方自治体の文字同定を支援するため、同定支援ツールを提供、文字包摂ガイドライン・文字同定手順書を策定、当用フォントを提供



1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(3) 行政事務標準文字

●法務省の文字整備事業の成果を活用し、文字情報基盤（MJ）を拡張した文字セット（MJ+）を標準準拠システムの文字セットとすることで、相互運用性を確保しつつ、アイデンティティも尊重



1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(4) 文字同定手順書 (2024.7.29 策定)

- 自治体における同定作業の支援策として、同定支援ツールを活用した文字同定手順書を策定
- 技術的助言として、2024年7月に自治体に提供
- 文字同定手順書において示した同定作業の全体像は以下のとおり

同定支援ツールから同定成果物を取得

ステップ1：外字同定候補リストの確認

外字同定候補リストを確認し、同定先文字を確定する。

ステップ2：同定できない文字に関する対応

同定できなかった文字の取扱い手順を参照し、必要な対応を実施する。

ステップ3：文字コード変換テーブルの編集

同定結果を基に文字コード変換テーブルを編集する。

標準準拠システムでの活用

1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(5) 文字包摂ガイドライン (2024.5.31 策定)

- 自治体における同定作業の支援策として、MJ+に包摂可能な基準等を記載した包摂ガイドラインを策定
- 技術的助言として、2024年5月にデジタル庁ウェブサイトで公開するとともに自治体に提供

●包摂可能な基準

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
基準	大小・高低	長短	接触・非接触	接触位置	交差有無	点か線か	傾斜方向	曲げ方・折り方	曲げ方・跳ね方	止め・払い
区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
基準	止め・抜き	止め・跳ね	八屋根	筆おさえの有無	払い・跳ね	牙の縦横線	縦線か横線か	縦線と左払い	運筆方向	類推判断

●基準例 ※一部

区分	基準	例
1	大小・高低	
2	長短	
3	接触・非接触	

1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

(6) 同定支援ツール (2024.4.1 利用開始)

- 標準化後のシステムの文字セットについては、行政事務標準文字と規定
- 自治体で現在使用されている文字から行政事務標準文字への同定を支援するため、デジタル庁にて同定支援ツールを作成。

同定支援ツールから出力される候補リストイメージ

外字同定候補リスト

(1) 同定先あり

外字	行政事務標準文字 (MJ+)					備考
	同定先	他候補				
U+E000 仔 同定先	U+4F03 仔 MJ006562					

※同定先とみなした文字が複数存在する場合、同定先に一致率が最も高い文字が出力され、以降は他候補(最大5文字)に出力される

(2) 同定先なし(候補あり)

外字	行政事務標準文字 (MJ+)						備考
	同定先	他候補					
U+E38C 勸 同定未済		U+52F8 勸 MJ007740	<U+52F8, U+E0102> 勸 MJ007741	U+105B88 勸 GJ001743	U+105BEC 勸 GJ001744	U+105BDB 勸 GJ001742	

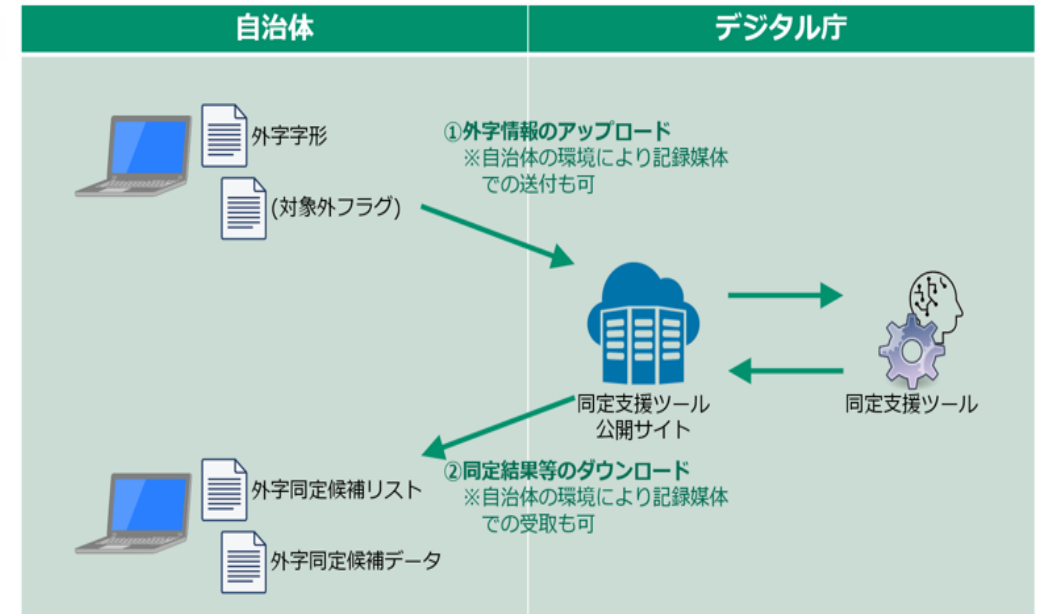
※同定先は空白となり、他候補(最大5文字)が出力される

(3) 同定先なし(候補なし)

外字	行政事務標準文字 (MJ+)					備考
	同定先	他候補				
U+E39E 付 なし						

※同定先、他候補共に出力されない

同定支援ツールの利用イメージ

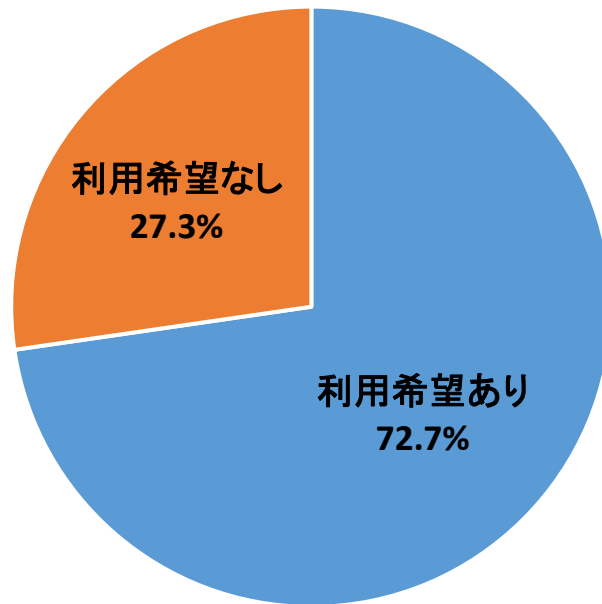


1. 文字標準化への今年度の取組と文字同定の現状

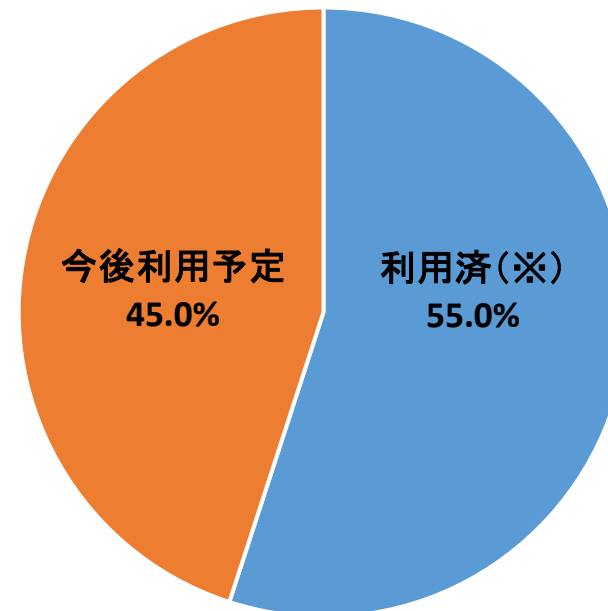
(7) 同定支援ツールの利用状況

- 同定支援ツールの利用状況としては、8ヶ月で715自治体利用
 - ・ 利用希望自治体：72.7%（利用を希望した1,300自治体／全1,788自治体）
 - ・ 利用済自治体：55.0%（11月時点で既に利用済みの715自治体／利用を希望した1,300自治体）

利用希望自治体



利用状況(11月時点)



※利用済自治体の中には当初利用予定がなかった自治体も含む

2. 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用 に関する検討会の概要

2. 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会の概要

(1) 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会の概要

- より効率的な文字環境の構築を推進するため文字要件及び文字要件を運用する上で想定される課題について検討するため、「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」を設置（令和5年2月）。
- 約1年2カ月、全8回にわたり検討を行った。

検討事項

- ①文字要件の改定について
- ②文字管理運用方法、フォントファイルに関する検討
- ③行政事務標準文字の国際標準化、改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱い
- ④行政事務標準文字の周知・広報に関する検討

2. 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会における議論と今後の取組事項

(2) 「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」概要の内容

検討会	議題
第1回	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の基幹業務システムにおける文字要件の取組を確認した。・文字要件の改定案と基幹業務システムへの円滑な導入と運用について検討した。
第2回	<ul style="list-style-type: none">・第1回検討会でのご意見及び「データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）【第2.0版】案」に係る全国意見照会の結果、「MJ+の全体像」案、令和5年度の取組に向けた課題整理について確認した。
第3回	<ul style="list-style-type: none">・MJ+の正式名称を「行政事務標準文字」とすること、また、その使用範囲が示された。・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】」の改定、経過措置期間中の対応、行政事務標準文字の管理・運用、フォントファイルの課題、同定マップの概要や自治体の実証事業と同定スケジュールについて検討された。
第4回	<ul style="list-style-type: none">・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】（案）に係る意見照会」の結果・概要の報告がされた。・同定支援ツールを用いた実証事業について概要や実証事業・同定に向けたスケジュールの報告や検討がされた。
第5回	<ul style="list-style-type: none">・行政事務標準文字の国際標準化についての検討がされた。・行政事務標準文字の周知・広報について必要性や内容、方法、スケジュールに関する検討がされた。
第6回	<ul style="list-style-type: none">・改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱い、改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて検討がされた。・デジタル庁において整備する基本フォントファイルに関する報告や提供予定スケジュールが示された。
第7回	<ul style="list-style-type: none">・同定支援ツール実証事業の中間報告がされた。・文字要件の改定について及び経過措置期間中の連携について示された。
第8回	<ul style="list-style-type: none">・文字要件の改定案や全国意見照会について示された。・同定支援ツール実証事業について同定支援ツール精度向上のための検討事項と取組結果について報告がされた。・国民向け/自治体向けそれぞれの周知・広報についてパンフレットやWEBサイトのイメージ、広報文例が示された。

2. 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会における議論と今後の取組事項

(3) 報告書において引き続き検討等を行うこととされた事項

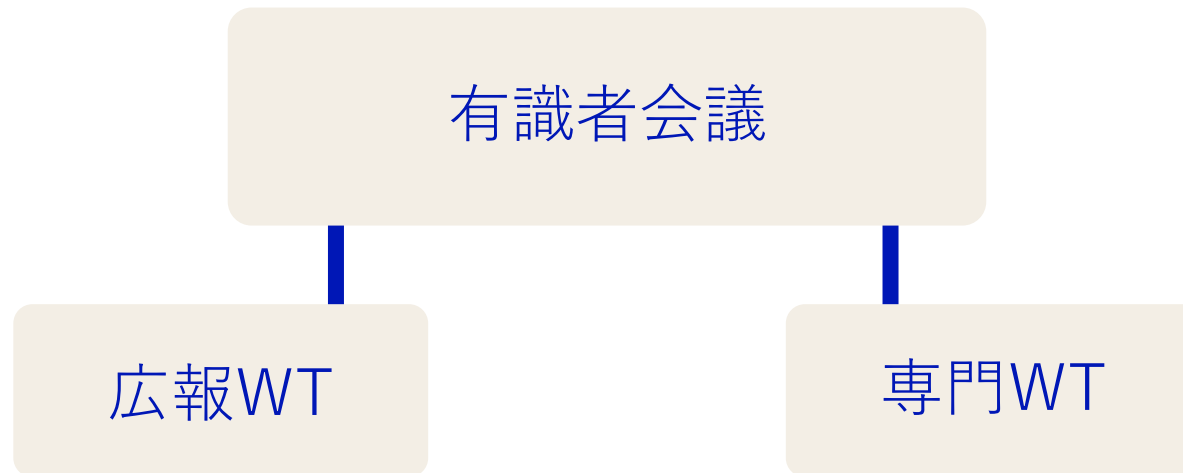
項番	概要	今後の取組事項
1	地方公共団体の文字同定状況のフォローアップ	全国の地方公共団体において「標準準拠システムでは、行政事務標準文字に同定した文字を活用することで、「外字」を使用せず、また、新たな「外字」も発生させない。」ことを実現するためには、まず、現在使用している「外字」を2025年度までの間に行政事務標準文字に同定することが不可欠である。全国の地方公共団体に対して、文字同定の説明を改めて丁寧に行うとともに、文字同定状況のフォローアップを行い、文字同定の現状を把握し、必要に応じて、課題分析や解決策を検討すること。
2	国民向けの周知・広報	標準化に伴いシステム間を連携する文字についても、一部の国民の住民票の写しや納税通知書等システムから出力される帳票の氏名等の文字が包摂されることとなるが、「字体は変わらず、字形が変わる」のみであり、いわば「デザイン差」であることから、無用な混乱をきたさないためにも、個別の対応に任せるのではなく、わかりやすい広報が必要である。標準化の意義と個人への影響を丁寧にわかりやすく国民に伝える広報について具体化すること。
3	改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱い	「標準準拠システムでは、行政事務標準文字に同定した文字を活用することで、「外字」を使用せず、また、新たな「外字」も発生させない」ことを実現する上で課題となっているのが、改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱いである。課題解決に向けて、関係省庁と密に連携し、検討すること。
4	戸籍等システム以外の経過措置	戸籍等システム以外の経過措置の期限については、「その経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする」と規定しており、今後経過措置の実施状況等のフォローアップを行うこと。
5	行政事務標準文字への追加	行政事務標準文字への文字の追加に関しては、有識者会議(仮)を設置し文字の追加の検討を行うこととしているが、会議体及びその運用の具体化に向けて、引き続き検討すること。
6	行政事務標準文字の国際標準化	国際標準化を行っていない漢字等については、一般社団法人文字情報技術促進協議会及び一般社団法人情報処理学会情報規格調査会SC2専門委員会と連携を密にしながら、国際標準化を検討すること。

3. 本有識者会議の構成

3. 有識者会議の構成

(1) 有識者会議の概要

- 自治体システム標準化に向けて、全国自治体の文字同定状況や経過措置の実施状況等をフォローし、課題や解決策を幅広く検討するため、「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設ける。
- 有識者会議の下に「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する広報ワーキングチーム（以下「広報WT」という。）」及び「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する専門ワーキングチーム（以下「専門WT」という。）」を設け、各WTの検討内容についても、有識者会議にて、報告等を行う。



4. 有識者会議及び各WTの論点

4. 有識者会議及び各WTの論点

(1) 有識者会議及び各WTの論点

会議体	論 点
有識者会議	<ul style="list-style-type: none">自治体における文字同定作業の進捗、文字の移行スケジュールなどを踏まえ、課題やその対応策などの検討を行っていくべきではないか。地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関して、その取組に関しオープン化していくべき項目等としては何が想定されるか。行政事務標準文字に係る国際標準化に関して、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化への取組を踏まえ、どのようなスケジュールで進めていくべきか。
広報WT	<ul style="list-style-type: none">一部の国民の氏名等の文字がデザイン差の範囲で包摂されることを周知する際、わかりやすい言葉で、どのような影響があるのかを具体的に示すには、どのような広報が必要か。地方公共団体における住民への説明・対応、地方公共団体の幅広い職員が文字標準化に係る取組みを把握するといった観点から、国として行うべき対応として何が想定されるか。文字の標準化に関して国がオープンにしていくべき項目等としては何が想定されるか。
専門WT	<ul style="list-style-type: none">同定できない文字が改製不適合戸籍の場合は、一旦、外字として登録すると共に、デジタル庁に当該文字を届け出ることとしているが、この前提を踏まえ改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱い（同定または代替）として、どのような手順が適切か。次年度以降、改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱いに必要な検討体制はどのようなものか。行政事務標準文字に係る国際標準化に関して、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化への取組を踏まえ、どのようなスケジュールで進めていくべきか。氏名等以外の漢字に係る取扱いを含め、行政事務標準文字を用いる範囲につき、今後どのように考えていくか。

デジタル庁

Digital Agency